

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇ 告 示
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理(〃)

土地改良事業の認可(農村整備課)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

◇ 選 管 告 示
政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

指定団体の指定の取消しの届出

◇ 教 委 告 示
鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(教職員課)

◇ 公 安 告 示
遊技機の型式の認定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
池原整形外科 院	米子市日原字折返八〇四―二	昭和六十一年十二月八日
医療法人元町病 院	境港市上道町一八九五―一	昭和六十一年十二月一日
トーゴー薬局	倉吉市山根五八二―二	〃
津村薬局	倉吉市山根六〇三―一	〃

鳥取県告示第三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
池原整形外科医院	米子市日原字折返八〇四―二	全国	昭和六十一年十二月八日
医療法人元町病院	境港市上道町一八九五―一	"	昭和六十一年十二月一日
トーゴー薬局	倉吉市山根五八二―二	"	"
津村薬局	倉吉市山根六〇三―一	"	"

鳥取県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（単県土地改良事業大杉地区農道整備）を昭和六十二年一月十七日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十六号

東伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）野井倉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年一月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
松本よしあき後援会	山上 英明	那須 昭美	鳥取市卯垣二丁目五八四	昭和六十一年十二月十五日	その他政治団体
石黒豊を励ます会	田中 平三	若林 勝	境港市湊町一六二	昭和六十一年十二月十五日	"
川西龍三後援会	中田 薫	中田 薫	八頭郡八束町大字才代一三二一	昭和六十一年十二月十六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
公明党鳥取県本部	会計責任者の氏名	福谷 勝三	太田 吾郎	昭和六十一年十二月十六日	政党の支部
村田実後援会	"	井上 智史	村田 春男	昭和六十一年十二月十四日	その他政治団体
栗原三八郎後援会	代表者の氏名	松本萬寿夫	渡辺 勇	昭和六十一年十二月十四日	"
相沢英之西部後援会	主たる事務所の所在地	米子市富士見町二丁目八	米子市加茂町二丁目一三三	昭和六十一年十二月十五日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
永田卓夫後援会	中森 義人	池本 修	米子市弥生町	昭和六十一年十二月十日	その他政治団体
寺垣恒男後援会	岸本 達雄	寺垣 泰男	鳥取市上町一〇四	昭和六十一年十二月十五日	"
石谷勉後援会	石谷 卓郎	般岡 皓	八頭郡智頭町大字智頭五七七	昭和六十一年十二月十七日	"
わたなべまきぞう後援会	渡部 重治	草野 巖	鳥取市賀露町一四〇	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	永田卓夫後援会	(1) 収入総額	46,389円
報告年月日	昭和61年12月11日	7 前年繰越額	45,702円
	(昭和61年12月5日解散)	1 本年収入額	687円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	46,389円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入

合計 687円

(2) 支出の内訳

經常経費

光熱水費 3,600円

備品・消耗品費 2,560円

事務所費 36,000円

小計 42,160円

政治活動費

その他の経費 4,229円

合計 46,389円

政治団体の名称 石谷勉後援会

報告年月日 昭和61年12月27日

(昭和61年11月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 わたなべまきぞう後援会

報告年月日 昭和61年12月27日

(昭和61年12月27日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 寺垣恒男後援会

報告年月日 昭和61年12月25日

(昭和61年12月25日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり指定団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

指定団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類		指定を取消した団体	届出年月日
	名 称	主たる事務所の所在地		
永田卓夫	県議会議員	永田卓夫後援会	米子市弥生町	中森 義人
				昭和六十二年一月二十三日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和六十二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 昭和六十二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目二〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町八〇一	約一〇〇人
米子東高等学校	米子市勝田町一	約一〇〇人

二 出願資格

- 1 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条各号のいずれかに該当する者

三 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和六十二年四月二日（木）から同月四日（土）までとする。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、四月二日（木）までの消印のあるものに限り。
- 2 受付時間 四月二日及び三日 九時から十七時まで
四月四日 九時から十二時まで

四 出願手続

- 1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。
- (一) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に入学選抜手

数料として千五百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
(三) 出願前三箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

2 各志望高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日 昭和六十二年四月七日（火）九時から（ただし、八時三十分までに集合すること。）

2 場所 各志望高等学校

3 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ、英語Ⅱ

II

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和六十二年四月九日（木）十二時に各志望高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関し不明な点は、各志望高等学校へ問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
2 専攻科の修業年限は一年とし、学期は第一学期（四月から八月まで）及び第二学期（九月から翌年三月まで）の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類											型 式	製 造 業 者 名	
じゃん球遊技機	アレンジボール遊技機										ニューグラフィックマジコン	株式会社藤商事	
	アトミックパートI	パラダイス	ラスカルII	ラスカル・キング	スーパー七パートXI	スーパー七パートX	アストロフラッシュUP二	アストロフラッシュUP一	ファイアーセブンI	コンバットI	バンガードI	ファイバーミラクルIII	株式会社三共
	ばちんこ遊技機										株式会社大一商会	豊丸産業株式会社	